

随意契約の適正化について

1. 見直しの現状

- 政府の契約は競争入札が原則であり、随意契約は例外との原点に立ち帰り、平成18年6月に、各府省において、所管公益法人等との随意契約についての「随意契約見直し計画」を策定したところ。
今回、その他の者との随意契約についても、同様の見直しを行い「随意契約見直し計画」を改訂するもの。

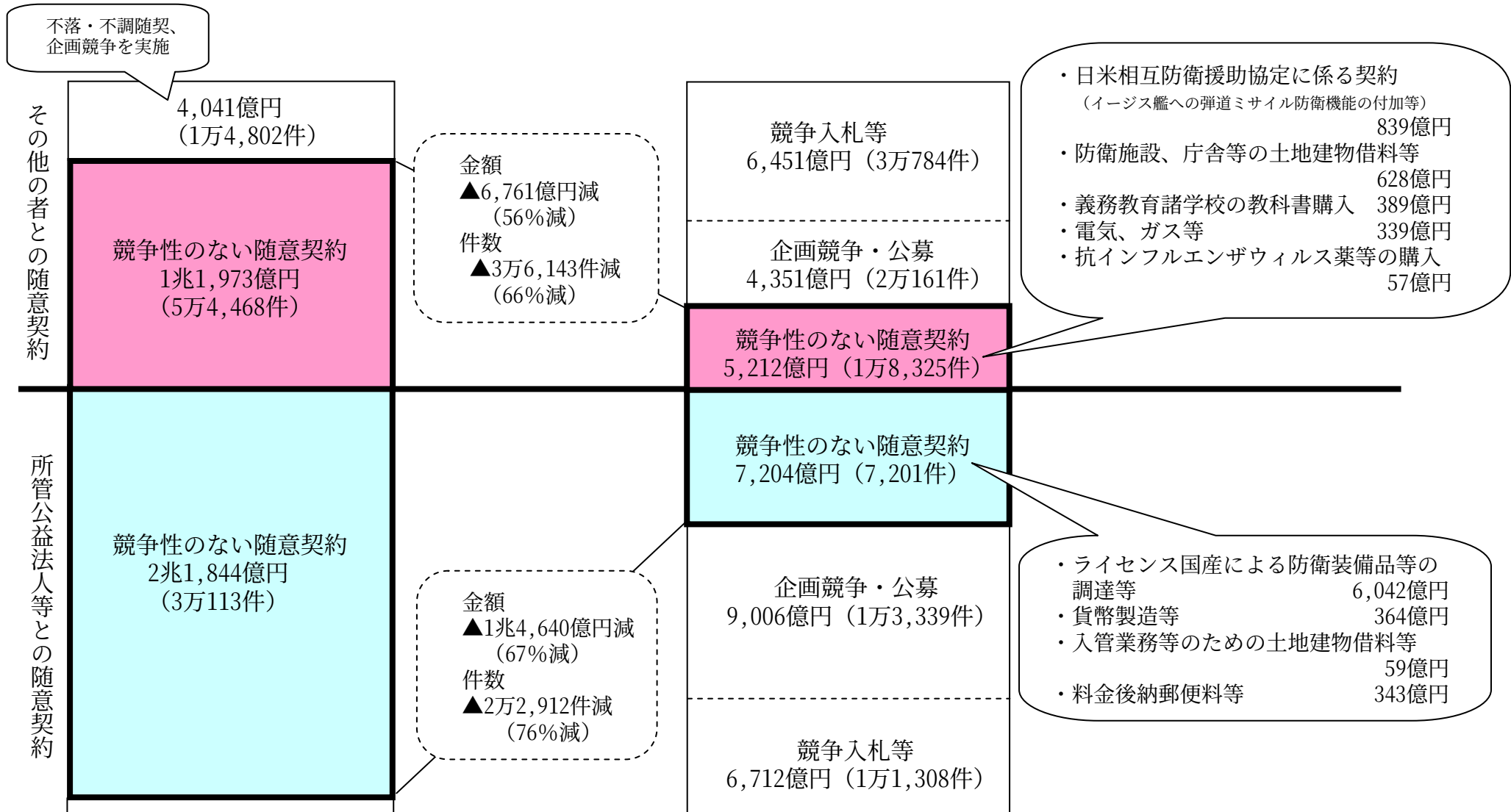
2. 見直しの結果

- その他の者との競争性のない随意契約合計1.2兆円のうち、0.7兆円（約6割弱）を一般競争入札等に計画的に移行
⇒ この結果、6月に見直しを行うこととしたものと合わせた競争性のない随意契約合計3.4兆円のうち、2.1兆円（約6割強）を一般競争入札等に移行することとなる。

17年度実績

見直し後（17年度ベース）

【随意契約計 3兆8,937億円（10万1,118件）】



上記を内容とする「随意契約見直し計画」（改訂）を各府省において策定し、一般競争入札等に移行する時期を明示し、速やかに移行